

## 第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 24 年 9 月 20 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市安濃庁舎 2 階 中会議室 3・4

出席部会委員 2野田<sup>のだ</sup> 久忠<sup>ひさただ</sup>・3太田<sup>おおた</sup> 義政<sup>よしまさ</sup>・4眞弓<sup>まゆみ</sup> 純一<sup>すみかず</sup>・5赤塚<sup>あかつか</sup> 薫<sup>かおる</sup>  
6青木<sup>あおき</sup> 正司<sup>しょうじ</sup>・7伊藤<sup>いとう</sup> 征一<sup>せいいち</sup>・9奥山<sup>おくやま</sup> 正夫<sup>まさお</sup>・11後藤<sup>ごとう</sup> 勝<sup>かつ</sup>  
13阪<sup>さか</sup> 芳一<sup>よしいち</sup>・17牧野<sup>まきの</sup> 礼吉<sup>れいきち</sup>・18増地<sup>ますじ</sup> 和久<sup>かずひさ</sup>・19村治<sup>むらじ</sup> 隆史<sup>たかし</sup>  
23清水<sup>しみず</sup> 清<sup>きよし</sup>・24中林<sup>なかばやし</sup> 長一<sup>ちやういち</sup>・41西口<sup>にしぐち</sup> 正國<sup>まさくに</sup>・47田中<sup>たなか</sup> 千福<sup>かずよし</sup>  
以上 16 名

欠 席 委 員 14清水文兵衛

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・竹田主事

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査

芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 47田中<sup>たなか</sup> 千福<sup>かずよし</sup>・18増地<sup>ますじ</sup> 和久<sup>かずひさ</sup>

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可取消願について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第9回第1農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席は、1名で、出席委員は16名で、本部会は成立いたします。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名をいたします。 47番、田中さん、18番、増地さん。よろしくお願いいたします。 まず初めに、会長の専決報告に入ります。報告第1号から第5号までは事務局から一括して報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から3まで、これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約いたしましたものであります。 以上、件数は3件、合計面積は5,198㎡でございます。 2ページから5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 これらにつきましては、相続の届け出によるものでございます。 件数は8件、合計面積は38,935㎡でございます。いずれの案件もあつせん等の希望はございません。 6ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1は、居宅への進入用道路の設置でございます。番号2は、居宅敷地内への温室の設置でございます。番号3は、一般個人住宅及び農業用倉庫の建設でございます。 以上件数は3件、合計面積は371.61㎡でございます。 7ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1と5と7は、一般個人住宅の建築でございます。番号2と3と4は、駐車場の設置でございます。番号6は、建売分譲住宅の建設でございます。 以上件数は7件、合計面積は2,616㎡でございます。 8ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。 番号1は、駐車場の設置でございます。 以上、件数は1件、合計面積は495㎡でございます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局より報告があつたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。</p>

それでは、議案事項に入ります。

第1号議案 農地法第3条規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）よろしくお願ひいたします。

事務局

9ページをお願ひいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 13,322㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,901㎡、申請地 高野尾町東南野 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2,095㎡。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、タマリユウを栽培しようとするものです。

番号2、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、面積17,074㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積5,542.76㎡、申請地 芸濃町棕本眞虫谷 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,192㎡外1筆で合計 1,198.76㎡。

これにつきましては、受人は遠方で会社勤めの渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 明、受人 \_\_\_\_\_、面積 11,983.1㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積992㎡、申請地 芸濃町楠原庭代 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 902㎡。

これにつきましては、受人は、労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、面積1,138㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積15,259㎡、申請地 安濃町内多小ブケ \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積3,040㎡外12筆で合計16,459㎡。

これにつきましては、渡人は、受人である息子へ申請地を生前部分贈与しようとするものです。

以上、件数は4件、合計面積は20,654.76㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、高野尾。

赤塚委員

5番赤塚です。この方は、譲り渡し人は高齢化により労働力不足ということで、譲り受け人が買ったということで、何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

2番、棕本。

牧野委員

17番牧野です。今事務局の説明どおり、渡す人は遠方であり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長	3番、明。
増地委員	はい、18番増地です。この_____さんも、去年息子さんもなくなり、耕作する人がおりませんので、_____さんに譲るといことです。よろしくお願ひいたします。
議 長	4番、安濃。
中林委員	24番中林。
議 長	渡し人は、_____は高齢化で農業に従事できない状態でございまして、今回、息子の_____に生前贈与するものでございまして。どうぞよろしくお願ひいたします。
議 長	地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございまして、皆さん、いかがでございませうか。
眞弓委員	4番眞弓です。この4番の安濃の件ですけれども、譲渡人の所有面積が15,259㎡で、そして今度譲り渡す面積が16,459㎡というのが、おかしくないですか、15,000㎡しか持つとらんに、何で16,000㎡渡せるのかということ。
事務局	すみません、番号4の譲り渡し人の農地の面積でございまして、議案の訂正をお願ひいたします。 15,259㎡とございましてのを、16,703㎡に訂正を願ひます。 16,703㎡でございまして。どうも失礼をいたしました。よろしくお願ひいたします。
議 長	そういうこととございまして、よろしくお願ひいたします。 皆さん、いかがでございませうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、地元委員さんからは異議なしと認め、議案第1号は、許可することに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願ひいたします。
事務局	11ページをお願ひいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願ひについて（農業委員会許可・所有権移転）でございまして。 番号1、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町足坂東之垣内_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 489㎡。 これにつきましては営農拡大を目的として農地法第3条の申請を行いましたが、受人の娘さんが急遽地元にて家を建築することになり、ほかに適切な土地を所有していないため、農地法第5条申請により宅地として取得したいため、平成24年7月19日付の農地法第3条許可の取り消しを求めるものです。

以上件数は1件、合計面積は489㎡でございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。地元委員のご意見をお伺いいたします。

村治委員 19番村治でございます。  
今事務局の説明どおりでございますので、よろしく申し上げます。

議 長 地元委員さからは異議のない旨の発言ございました。  
皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可を取り消すことに決定をいたしました。  
次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 12ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。  
番号1、地区 明、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町楠原久保垣内\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目雑種地、面積 46㎡外1筆で合計122㎡。  
これにつきましては、平成2年4月に農業用自動車の駐車場としてしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。  
農地区分は第2種農地と判断されます。  
件数は1件、合計面積は112㎡でございます。  
農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは、地元委員さんの意見を伺います。  
明。

増地委員 18番増地です。  
車を置く場所がないということで、始末書も出てますので、どうぞよろしく  
お願いいたします。

議 長 地元委員さんから異議のない旨の発言ございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。  
次に議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局

13ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町西豊久野 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,646㎡外2筆で合計3,252㎡。

これにつきましては、経営する \_\_\_\_\_ の駐車場及び多目的広場として利用しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本殿町 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積436㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け一般住宅を建築し、分譲しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本中野 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積353㎡外1筆で合計410㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、建築面積100.24㎡の一般住宅を建築しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本馬屋町 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積555㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、受人の父が経営する鉄工所の鋼材置き場として使用貸借しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 村主、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町前野大領 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積324㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、受人の息子が経営する建設業の資材置き場として隣地と一体利用するため、使用貸借しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号6、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町安濃上大谷 \_\_\_\_\_番、台帳地目田・現況地目山林、面積108㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、隣地の土地と一体利用し経営する金属製造販売業の資材置き場として利用しようとするものです。

なお、申請地は40～50年ほど前から耕作を行っていないため、雑木が繁茂しており、始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は5,085㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。

1 番高野尾。

赤塚委員

5 番赤塚です。

この案件は、1 2 日に会長初め事務局の方に現地確認していただきまして、受人の\_\_\_\_\_を経営する\_\_\_\_\_さんが\_\_\_\_\_の畑を譲ってくれと言うてるといことで、多目的広場と駐車場にしたいという点で問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長

2 番、3 番、4 番、棕本。

牧野委員

1 7 番牧野です。

この2 番の件は、もう西も東も両方とも家が建っていて、畑が真ん中に残っているというようなところでございまして、一般個人住宅を建てるということでございますので、これも何ら問題ないと思います。

それから3 番、棕本団地の入り口にございまして、ここも\_\_\_\_\_さんという方は高齢で、もう耕作もようせんで、草がいっぱい生えているという状態でございました。それも個人住宅を建てるということ、何ら問題ないと思います。

それから4 番の件は、この\_\_\_\_\_さんは、鉄骨の会社、建設業をやっておられる方で、資材置き場として、隣接する土地でございますので、利用したいということ、これも何ら問題ないと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議 長

5 番、村主。

清水委員

2 3 番清水です。

これ、1 3 日に確認に行ってきました。資材置き場として利用したいということで、許可をお願いしたいと思います。

議 長

はい、6 番、安濃。

中林委員

2 4 番中林。

これは、事務局の説明どおり、\_\_\_\_\_が、安濃の、もう既にここにありまように現況は山林だと思えますけれども、資材置き場として購入するものでございますので、許可すべきだと。よろしく願います。

議 長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

はい、それでは、異議なしと認め、議案第 4 号について許可することに決定をいたします。

次に、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、(農業委員会許可・賃貸借権)事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1 4 ページをお願いいたします。

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員

会許可・賃貸借権)でございます。

番号1、地区棕本、借り人\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本馬屋町\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,381㎡外1筆で合計1,420㎡。

これにつきましては、借り人は申請地を貸し人より賃貸借し、隣地で経営する鉄工所の鋼材置き場とするため、隣地と一体利用しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は1,420㎡でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。  
1番棕本。

牧野委員 17番牧野です。  
この間、19日に会長さん始め事務局の方に現地確認をしていただきました。これも、鉄鋼業を営んでいる\_\_\_\_さん、隣接土地鋼材置き場を資材置き場として利用したいということでございました。現地確認いたしましたところ、何ら問題ないと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言ございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定をいたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可、使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 白塚、借り人\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_、申請地 白塚町北永定\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積327㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を使用貸借し、建築面積104.34㎡の分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、借り人\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_、申請地 雲出島貫町山鶴\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積435㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を使用貸借し、木造2階建築面積58.89㎡の分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は762㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地

に影響もなく、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番白塚。

青木委員 6番青木です。

11日に、旧津地区のそれぞれ委員の方に立ち会いいただきまして、現場確認していただきまして、何ら問題ないということで、よろしく申し上げます。

議 長 2番雲出。

奥山委員 9番奥山です。

これの件に関しましても、11日に現地確認していただきました。何ら問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言ございました。  
皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可することに決定をいたします。

次に議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 高野尾、願出者\_\_\_\_、申請地 高野尾町下り町\_\_\_\_番、台帳地目畑・現況地目宅地、面積160㎡。

これにつきましては、大正13年と昭和53年に居宅の付属家を建築し、現在に至るまで宅地として利用しているものです。土地家屋課税台帳の写が添付されており、これら物件が確認されますことから、20年が経過していると判断されます。

津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上件数は1件、合計面積は160㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。  
1番 高野尾。

赤塚委員 5番赤塚です。

これは、11日に会長始め、旧津市の農業委員の方、現地確認していただきまして、大正13年から小屋が建っていて、その小屋の一部が畑になっていたということで、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長	<p>地元委員さんからは異議のない旨の発言ございました。 皆さん、いかがでございましょうか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。それでは、異議なしと認め、議案第7号については証明することに決定をいたします。 それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。 表紙を1枚めくっていただきたいと思えます。 まず、地区別に、一番下の合計欄で説明をいたします。 津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ17,730㎡で、畑の使用貸借が677㎡で、件数は13件でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借が9,683㎡で、件数は3件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借が30,069㎡で、畑の賃貸借が1,400㎡で、件数は8件でございます。 芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ20,286㎡で、畑の賃貸借と使用貸借合わせ4,678㎡で、件数は5件でございます。 美里地区につきましては、田の使用貸借が1,066㎡で、件数は1件でございます。 香良洲地区は、今回集積はございません。 以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて78,834㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて6,755㎡で、総合計は30件85,589㎡となっております。 なお認定農業者への集積状況は、16件で56,072㎡となっております。 なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 皆さん、いかがでございましょうか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたしました。 これで本会に付議されました案件の審議をすべて終了いたしました。 以上で第9回第1農地部会を終了いたします。</p>

午前10時35分

上記は、第9回第1農地部会の議事を録したものである。

平成24年9月20日

議 長

出席委員

出席委員